

ワーキング・ホリデーで 日本に 来て、自分の国に 帰れなく
なってしまった人の 在留諸申請の 取扱いについて

1 対象になる人

- ① 「特定活動」(5号と 5号の2:ワーキング・ホリデー)で 日本にいる人。
そして、新型コロナウイルス感染症が 広がったことで 空港が閉まったり、
移動を 制限されて、帰るための 飛行機を 用意したり、自分の国にある 家
へ 帰ることが 難しくなった人
- ② 帰ることが 難しくなったため、「特定活動」(5号と 5号の2:ワーキング・
ホリデー)の 在留資格から「短期滞在」の 在留資格に 変えて 日本にい
る人で、今も 自分の国に 帰ることが 難しい人。

2 対応

- ① 上にある 1の①の人
ワーキング・ホリデーに 関係する活動を 続けたい場合は、在留期間の
更新が できます。
- ② 上にある 1の②の人
帰ることが 難しくなったため、「短期滞在」の 在留資格に 変えた人。
そして、日本にいる間、生活していくための お金を もらうために、またワ
ーキング・ホリデーに 関係する活動を したい場合は、「特定活動」(5号また
は 5号の2:ワーキング・ホリデー)への 在留資格へ 変えることが でき
ます。

3 必要な資料

自分の国に 帰ることが 難しいことについて、空港が 閉まっていたり、移動を
制限されて、住んでいるところに 戻れないことが わかる資料を 出してください。

※ 今も 自分の国に 帰ることが 難しい場合は、在留期間の 更新が でき
ます。在留できる期間は「許可を もらった日から 6ヶ月間」です。